

第百六十九回国会
衆議院
財務金融委員會
會議錄 第十三号

平成二十年三月三十一日(月曜日)

午前十時十五分開議

出席委員

委員長 原田 義昭君

理事 大野 功統君

理事 後藤田正純君

理事 野田 聖子君

理事 松野 頼久君

理事 石原 宏高君

理事 越智 隆雄君

理事 木原 稔君

理事 鈴木 馨祐君

理事 竹下 亘君

理事 土井 真樹君

理事 萩山 教嚴君

理事 広津 素子君

理事 宮下 一郎君

理事 山本 有二郎君

理事 小沢 鋭仁君

理事 階 猛君

理事 鈴木 克昌君

理事 三谷 光男君

理事 佐々木憲昭君

理事 中村喜四郎君

理事 谷本 龍哉君

理事 林田 彪君

理事 笹木 竜三君

理事 補欠選任

理事 梶山 弘志君

理事 竹下 亘君

理事 三谷 光男君

委員の異動

三月三十一日

辞任

補欠選任

第一類第五号

財務金融委員會會議錄第十三号

平成二十年三月三十一日

同日

辞任

梶山 弘志君

竹下 亘君

三谷 光男君

補欠選任

谷本 龍哉君

林田 彪君

笹木 竜三君

三月二十七日

新保険業法に係る経過措置期限の延長を求める意見書(広島県三次市議会)(第二四一七号)

消費税率引き上げに反対する意見書(宮城県登米市議会)(第二四一八号)

税制関連法案の徹底審議と年度内成立を求める意見書(神奈川県相模原市議会)(第二四一九号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

の期限を延長する必要性が認められるものの一部について、その期限を暫定的に五月三十一日まで延長するものでございます。

具体的には、特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税措置、土地の売買による所有権の移転登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置、入国者が輸入するウイスキー等や紙巻きたばこに係る酒税及びたばこ税の税率の特例措置等を対象としております。

なお、所得税法等の一部を改正する法律案について所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、本起草案の趣旨及び概要でございます。

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案

条の四第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)の公布の日から施行する。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正) 第二条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第八条のうち租税特別措置法第七条、第四十二条の第二項、第六十七条の十一第一項、第六十七条の十六第五項、第七十二条第一項、第七十五条、第七十六条第一項、第七十八条の二第一項、第八十条第一項、第八十条の三第一項及び第四項、第八十二条及び第八十二条の二第一項、第八十三条の三、第八十七条の五第一項、第八十八条の二第一項並びに第八十九条の四第一項の改正規定中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に改める。

第八条中租税特別措置法第九十条の四第一項、第九十条の五第一項及び第九十条の六第一項の改正規定を次のように改める。

第九十条の四第一項中「平成二十年五月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第九十条の五第一項及び第九十条の六第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則第九十条の次に次の一条を加える。

「この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置」

第百十九条の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に関

し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

平成二十年度の税制改正に係る所得税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成二十年四月一日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避するため、同年三月三十一日に期限の到来する租税特別措置のうち当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものの一部について、その期限を暫定的に同年五月三十一日まで延長する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。